



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1382 港湾施設の概要 (管理整備課)
- 1383 昭和54年和歌山県告示第359号(港湾施設の概要)の一部改正 (")

告 示

和歌山県告示第1382号

県が管理する港湾施設を、港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成18年11月23日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

新宮港港湾施設

種類	名称	位置	数量	能力
航路	新宮港航路	新宮市佐野地先	250.0メートル	水深 11.0メートル
泊地	新宮港(-11m)泊地	新宮市佐野地先	170,000平方メートル	水深 11.0メートル
	新宮港(-11m)泊地	新宮市佐野地先	420,000平方メートル	水深 11.0メートル
岸壁	佐野第三号岸壁	新宮市佐野地先	220.0メートル	水深 11.0メートル 幅 20.0メートル 耐荷重量 1平方メートル当たり20キロニュートン
臨港道路	佐野臨港道路	新宮市佐野地先	1,265.0メートル	車道幅員 6.5メートル 道路敷幅 11.5メートル~17.5メートル アスファルト舗装
給水施設	佐野第三号岸壁給水施設	新宮市佐野地先	φ75×4箇所	16ton/時間

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県県土整備部港湾空港振興局管理整備課及び東牟婁振興局新宮建設部に備え付ける。

和歌山県告示第1383号

昭和54年和歌山県告示第359号(港湾施設の概要)の一部を次のように改正する。

平成18年11月23日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

告示中

航 路	-10m泊地から港口に至る。
泊 地	(1) 1号、2号岸壁前面 (2) 3号岸壁前面 (3) 4号岸壁前面

64,000㎡ 水深10m
幅200m

26,000㎡ 水深4.5m

泊 地

32,000㎡ 水深5m を
680,000㎡ 水深10m 」

(1) 1号、2号岸壁前面	26,000㎡	水深4.5m
(2) 3号岸壁前面	32,000㎡	水深5m

1号岸壁	三輪崎1
2号岸壁	三輪崎2
に、	を
3号岸壁	三輪崎3
4号岸壁	三輪崎4

号岸壁

号岸壁

に改める。

号岸壁

号岸壁